

## 議案第11号

埼玉西部消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
埼玉西部消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり制定する。

令和5年7月28日提出

埼玉西部消防組合管理者 藤 本 正 人

### 提 案 理 由

人事院規則において国家公務員の新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業  
手当の特例が廃止されたことを鑑み、本組合職員の新型コロナウイルス感染症に  
係る特殊勤務手当における防疫等作業手当の特例について、これに準じた所要の  
改正を行うため、本案を提出するものである。

埼玉西部消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
埼玉西部消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成25年条例第27号）  
の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。